

議案第54号

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1 寄附を受ける財産

現金 1,000,000,000円

2 寄附者

渡邊 利三

3 寄附の条件

- (1) 市は、寄附金を原資とした一般財団法人（以下「財団」という。）を設立する。
- (2) 財団は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により修学困難な逗子市在住の者に対し、奨学金を給付し、グローバルな視野を持つ人材の育成を図る。奨学生の決定に当たっては、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学に就学する者及びひとり親家庭の学生を優遇する。奨学金は、年度末に一定以上の成績を収めた奨学生についてのみ、次年度以降の支給を継続する。
- (3) 寄附金は財団の基本財産として運用し、元本を毀損しないよう努め、その運用益により奨学金の支給及び財団の運営を行うよう努める。ただし、財団の設立に要する経費、運用益が生じるまでの間の財団運営費及び奨学金原資は市の負担とする。
- (4) 市は、財団設立と同時に、寄附金を財団へ譲渡し、財団はその運用を開始する。運用は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。

- (5) 財団は、できるだけ早期に、公益財団法人へ移行する。
- (6) 財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、「公益財団法人渡邊財団」に移行する。
- (7) 市が財団を設立できないときは、寄附契約を解除し、寄附を返還する。